

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文 目次

○	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（第一条関係）	1
○	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（第一条関係）	2
○	地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）（抄）（第二条関係）	4
○	国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）（第三条関係）	5
○	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第四条関係）	6
○	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）（第五条関係）	7
○	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（抄）（第六条関係）	9
○	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（抄）（第六条関係）	10
○	行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）（抄）（第七条関係）	11
○	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）（抄）（第八条関係）	12
○	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百四十号）（抄）（第九条関係）	18
○	食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）（第十条関係）	19
○	個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）（第十一条関係）	20
○	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）（第十二条関係）	22
○	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（抄）（第十三条関係）	27
○	公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）（第十四条関係）	32
○	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）（第十五条関係）	33
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（第十六条関係）	36
○	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）（第十七条関係）	40
○	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）（第十八条関係）	41
○	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）（第十九条関係）	42
○	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（第二十条関係）	43
○	消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）（第二十一条関係）	44

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）	国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
国立研究開発法人国立循環器病研究センター		国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター		国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター		国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第二百二十四条の三関係）			
名称	名称	根拠法	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
国立研究開発法人国立がん研究センター	国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	(略)	(略)
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	(略)	(略)
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	(略)	(略)
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第二百二十四条の三関係）			
名称	名称	根拠法	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
国立研究開発法人国立がん研究センター	国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	(略)	(略)
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	(略)	(略)
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	(略)	(略)
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	(略)	(略)
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)



○ 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十六条（略）</p> <p>② 前項に規定する業務を行う第五条第一項に規定する地方公共団体の機関（当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。次項において「地方衛生研究所等」という。）は、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与するため、当該業務により得た感染症その他の疾患に係る情報並びに病原体及び毒素について、国立健康危機管理研究機構が行う国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第 号）第二十三条第一項第五号及び第六号に掲げる業務（これらの規定に規定する収集に限る。）に協力するものとする。</p> <p>③ 地方衛生研究所等は、その職員に対し、国立健康危機管理研究機構が行う研修、技術的支援その他の必要な支援を受ける機会を与えるよう努めるものとする。</p> <p>第二十七条 国は、前条第一項に規定する措置、同条第二項の規定による協力及び同条第三項の規定による機会の付与が円滑に実施されるように、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。</p>	<p>第二十六条（略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十七条 国は、前条の規定に基づいて実施する措置が円滑に実施されるように、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。</p>

○ 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二十四条関係）			
(略)	国立健康危機管理研究機構	(略)	(新設)
(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	(略)	(新設)
(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)	(新設)
(略)	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第 号）	(略)	(新設)
別表第一（第二十四条関係）			
(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	(略)	(新設)
(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)	(新設)
(略)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	(略)	(新設)
(略)	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第 号）	(略)	(新設)

改 正 案	現 行
<p>第七條の二（略） 256（略）</p> <p>7 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。</u>）のうち政令で定めるもの及び国立健康危機管理研究機構は、病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならない。その計画を特</p>	<p>第七條の二（略） 256（略）</p> <p>7 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。</u>）のうち政令で定めるものは、病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならない。その計画を変更しようとするときは、同様とする。</p>

改正案	現行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立健康危機管理研究機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又は検疫所</p> <p>二十五～三十四の二（略）</p> <p>三十四の三 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター又は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十三条第一項第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三号、第十六条第一号又は第十七条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供す</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立健康危機管理研究機構、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又は検疫所</p> <p>二十五～三十四の二（略）</p> <p>三十四の三 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター又は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十三条第一項第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三号、第十六条第一号若しくは第三</p>



る施設

三十四の四 国立健康危機管理研究機構が国立健康危機管理研究  
機構法（令和五年法律第 号）第二十三条第一項第一号、  
第三号、第五号、第六号、第八号から第十号まで又は第十四号  
に掲げる業務の用に供する施設  
三十五（略）

号、第十七条第一号又は第十八条第一号若しくは第二号に掲げ  
る業務の用に供する施設  
（新設）

三十五（略）

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の納付） 第七十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人であつてその業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの及び国立健康危機管理研究機構については、適用しない。</u></p>	<p>（手数料の納付） 第七十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）<u>第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。</u></p>

○ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の納付） 第四十九条（略）</p> <p>2 前項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号） ）第二条第一項に規定する独立行政法人であつてその業務の内容 その他の事情を勘案して政令で定めるもの及び国立健康危機管理 研究機構については、適用しない。</p>	<p>（手数料の納付） 第四十九条（略）</p> <p>2 前項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号） ）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内 容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用し ない。</p>

○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百二十九号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第十二条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
名称	名称	名称	名称
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第 号）	国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（新設）
根拠法	根拠法	根拠法	根拠法
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄）（第八条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一種病原体等の所持の禁止）                      第五十六条の三（略）</p> <p>2 前項第一号の特定一種病原体等所持者とは、国又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）<u>、国立健康危機管理研究機構その他の政令で定める法人であつて特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定した者をいう。</u></p> <p>（感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発の推進）                      第五十六条の三十九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究並びに医薬品の研究開発並びに前項の規定による当該調査及び研究の成果の提供に係る事務を国立健康危機管理研究機構その他の機関に委託することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>（機構への事務の委託）                      第六十五条の四 厚生労働大臣は、国立健康危機管理研究機構（以下この条及び次条において「機構」という。）に、次に掲げる事務を行わせるものとする。ただし、報告又は届出の受理以外の事務については、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 第十二条第二項（同条第四項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。）の規定による事務</p>	<p>（一種病原体等の所持の禁止）                      第五十六条の三（略）</p> <p>2 前項第一号の特定一種病原体等所持者とは、国又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）<u>その他の政令で定める法人であつて特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定した者をいう。</u></p> <p>（感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発の推進）                      第五十六条の三十九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究並びに医薬品の研究開発並びに前項の規定による当該調査及び研究の成果の提供に係る事務を国立研究開発法人国立国際医療研究センターその他の機関に委託することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>（新設）</p>

- 二 第十三条第三項（同条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定による事務
- 三 第十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定による事務（同項の規定による通知を除く。）
- 四 第十四条の二第四項及び第五項の規定による事務（同項の規定による求めを除く。）
- 五 第十五条第二項、同条第六項において準用する同条第三項並びに同条第八項、第十項、第十一項、第十三項、第十五項及び第十六項の規定による事務（同条第六項において準用する同条第三項及び同条第十五項の規定による求め、同条第八項の規定による命令並びに同条第十項の規定による通知を除く。）
- 六 第十五条の二第二項の規定による事務
- 七 第十五条の三第二項及び第三項の規定による事務
- 八 第十六条第一項の規定による事務
- 九 第十六条の三第二項、第四項及び第八項から第十項まで並びに同条第十一項において準用する同条第五項及び第六項の規定による事務（同条第二項の規定による勧告、同条第四項の規定による検体の採取、同条第九項の規定による求め及び同条第十一項において準用する同条第五項の規定による通知を除く。）
- 十 第二十六条の三第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定による事務（第五十条第七項の規定により実施される場合を含み、第二十六条の三第二項の規定による命令、同条第四項の規定による検体又は感染症の病原体の収去及び同条第七項の規定による求めを除く。）
- 十一 第二十六条の四第二項、第四項及び第六項から第八項までの規定による事務（第五十条第七項の規定により実施される場合を含み、第二十六条の四第二項の規定による命令、同条第四項の規定による検体の採取及び同条第七項の規定による求めを除く。）
- 十二 第三十六条第三項において準用する同条第一項及び第二項

- の規定による事務（同条第三項において準用する同条第一項の規定による通知を除く。）
- 十三 第三十六条の五第四項の規定による事務及び同条第九項の規定による事務（同条第四項の規定による報告に係るものに限る。）
- 十四 第三十六条の八第三項の規定による事務及び同条第五項の規定による事務（同条第三項の規定による報告に係るものに限る。）
- 十五 第四十四条の二第一項の規定による事務（感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報の公表に限る。）
- 十六 第四十四条の三の五第一項、第二項、第四項及び第五項並びに同条第六項において準用する第二十六条の三第一項及び第三項の規定による事務（第四十四条の三の五第一項の規定による要請、同条第二項の規定による通知及び同条第五項の規定による求め並びに同条第六項において準用する第二十六条の三第一項の規定による命令及び第四十四条の三の五第六項において準用する第二十六条の三第三項の規定による検体又は感染症の病原体の収去を除く。）
- 十七 第四十四条の三の六の規定による事務
- 十八 第四十四条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事務
- 十九 第四十四条の七第一項の規定による事務（指定感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報の公表に限る。）
- 二十 第四十四条の十第一項の規定による事務（新感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報の公表に限る。）
- 二十一 第四十四条の十一第二項、第四項及び第六項から第八項まで並びに同条第十項において準用する第十六条の三第五項及び第六項の規定による事務（第四十四条の十一第二項の規定による勧告、同条第四項の規定による検体の採取、同条第七項の規定による求め及び同条第十項において準用する第十六条の三第五項の規定による通知を除く。）

- 二十二 第五十条の六第一項、第二項、第四項及び第五項並びに同条第六項において準用する第二十六条の三第一項及び第三項の規定による事務（第五十条の六第一項の規定による要請、同条第二項の規定による通知及び同条第五項の規定による求め並びに同条第六項において準用する第二十六条の三第一項の規定による命令及び第五十条の六第六項において準用する第二十六条の三第三項の規定による検体又は感染症の病原体の収去を除く。）
- 二十三 第五十条の七の規定による事務
- 二十四 第五十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事務
- 二十五 第五十六条第二項の規定による事務
- 二十六 第四十四条の九第一項の規定により実施する前各号（第十五号及び第十九号から第二十四号までを除く。）に掲げる事務
- 二十七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務
- 2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 3 第一項第五号の規定により機構の職員が第十五条第二項の規定による質問若しくは調査を行うとき、又は同号の規定により同条第十六項の規定により派遣された機構の職員が同条第一項の規定による質問若しくは調査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（機構による検体の採取等の実施）



第六十五条の五 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機

構に、第十六条の三第四項、第二十六条の四第四項若しくは第四  
十四条の十一第四項の規定による検体の採取又は第二十六条の三  
第四項若しくは第四十四条の三の五第六項若しくは第五十条の六  
第六項において準用する第二十六条の三第三項の規定による検体  
若しくは感染症の病原体の収去（これらの措置が第五十条第七項  
の規定により実施される場合を含む。）を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第  
二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を機構に実施  
させるため必要があると認めるときは、機構に、第三十五条第四  
項において準用する同条第一項の規定による質問又は調査（これ  
らの措置が第五十条第七項の規定により実施される場合を含む。  
）を行わせることができる。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により検体の採取、検体若しく  
は感染症の病原体の収去又は質問若しくは調査（以下この条にお  
いて「検体の採取等」という。）を行わせる場合には、機構に対  
し、検体の採取等の場所その他必要な事項を示してこれを実施す  
べきことを指示するものとする。

4 機構は、前項の規定による指示に従って検体の採取等を行った  
ときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第二項の規定により機構の職員が質問又は調査を行うときは、  
その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるとき  
は、これを提示しなければならない。

6 機構が行う第一項又は第二項に規定する検体の採取、検体若し  
くは感染症の病原体の収去又は調査に係る処分については、厚生  
労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合におい  
て、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三  
項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁  
とみなす。

7 前各項に定めるもののほか、機構による検体の採取等の実施に

（新設）

関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（第二条関係）					
名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第 号）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正案	現行
<p>（調査の委託） 第二十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人その他特別の法律により設立された法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。</p> <p>（緊急時の要請等） 第二十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十九条第一項の規定による求め、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十八条第一項若しくは国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）第十六条第一項の規定による要請又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十二条若しくは国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第号）第四十条の規定による命令をするよう求めることができる。</p>	<p>（調査の委託） 第二十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。</p> <p>（緊急時の要請等） 第二十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十九条第一項の規定による求め、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十八条第一項若しくは国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）第十六条第一項の規定による要請又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十二条の規定による命令をするよう求めることができる。</p>

○ 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第 号）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第二（第二条、第五十八条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
国立研究開発法人	独立行政法人通則法	国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法	（新設）	（新設）

(略)

(略)

(略)

(略)

改正案	現行
<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 研究開発独立行政法人に対する主務大臣の要求（第四十八條） 第八章・第九章（略） 附則</p> <p>（定義） 第二条（略） 2～8（略） 9 この法律において「研究開発法人」とは、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人（以下単に「独立行政法人」という。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）であつて、研究開発等、研究開発等であつて公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表第一に掲げるものをいう。 10～16（略）</p> <p>（基金） 第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発独立行政法人（研究開発法人のうち、独立行政法人であるものをいう。以下同じ。）のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一</p>	<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 研究開発法人に対する主務大臣の要求（第四十八條） 第八章・第九章（略） 附則</p> <p>（定義） 第二条（略） 2～8（略） 9 この法律において「研究開発法人」とは、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人（以下単に「独立行政法人」という。）であつて、研究開発等、研究開発等であつて公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表第一に掲げるものをいう。 10～16（略）</p> <p>（基金） 第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に</p>

項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であつて次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

一・二（略）  
2・3（略）

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の運用上の配慮）

第三十三条 研究開発独立行政法人の研究者に係る簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第五十三条第一項の規定の運用に当たっては、同法の基本理念にのっとり研究開発独立行政法人の運営の効率化を図りつつ、研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率的推進が図られるよう配慮しなければならない。

（成果活用事業者への支援）

第三十四条の四（略）  
2（略）

3 研究開発独立行政法人及び国立大学法人等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次条において同じ。）は、前項に規定する支援を行うに当たっては、成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認める場合には、その支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めること等の措置をとることができる。

（研究開発独立行政法人及び国立大学法人等による株式又は新株予約権の取得及び保有）

「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であつて次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

一・二（略）  
2・3（略）

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の運用上の配慮）

第三十三条 研究開発法人の研究者に係る簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第五十三条第一項の規定の運用に当たっては、同法の基本理念にのっとり研究開発法人の運営の効率化を図りつつ、研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率的推進が図られるよう配慮しなければならない。

（成果活用事業者への支援）

第三十四条の四（略）  
2（略）

3 研究開発法人及び国立大学法人等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次条において同じ。）は、前項に規定する支援を行うに当たっては、成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認める場合には、その支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めること等の措置をとることができる。

（研究開発法人及び国立大学法人等による株式又は新株予約権の取得及び保有）



第三十四条の五 研究開発独立行政法人及び国立大学法人等は、成果活用事業者に対し前条第三項の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2 研究開発独立行政法人及び国立大学法人等は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができる。

（研究開発独立行政法人による出資等の業務）

第三十四条の六 研究開発独立行政法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一 その研究開発独立行政法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者

二 前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、その研究開発独立行政法人における研究開発等の進展に資するもの（以下この号において「資金供給等事業」という。）を行う者（資金供給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。）

三 次に掲げる活動その他の活動によりその研究開発独立行政法人の研究開発の成果の活用を促進する者

イ その研究開発独立行政法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ その研究開発独立行政法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等についての企画及びあつせん

第三十四条の五 研究開発法人及び国立大学法人等は、成果活用事業者に対し前条第三項の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2 研究開発法人及び国立大学法人等は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができる。

（研究開発法人による出資等の業務）

第三十四条の六 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一 その研究開発法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者

二 前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、その研究開発法人における研究開発等の進展に資するもの（以下この号において「資金供給等事業」という。）を行う者（資金供給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。）

三 次に掲げる活動その他の活動によりその研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

イ その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ その研究開発法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等についての企画及びあつせん

ハ その研究開発独立行政法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

2 前項に規定する研究開発独立行政法人は、同項第二号又は第三号の者に対する出資を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 (略)

#### 第七章 研究開発独立行政法人に対する主務大臣の要求

第四十八条 主務大臣は、個別法に基づき研究開発独立行政法人に対し必要な措置をとることを求めることができるほか、研究開発等に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるとき又は災害その他非常の事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、国民の生命、身体若しくは財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、研究開発独立行政法人に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 研究開発独立行政法人は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応じなければならない。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究開発独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

別表第一(第二条関係)

一〇十九 (略)

(削る)

二十〇三十五 (略)

ハ その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

2 前項に規定する研究開発法人は、同項第二号又は第三号の者に対する出資を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 (略)

#### 第七章 研究開発法人に対する主務大臣の要求

第四十八条 主務大臣は、個別法に基づき研究開発法人に対し必要な措置をとることを求めることができるほか、研究開発等に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるとき又は災害その他非常の事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、国民の生命、身体若しくは財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 研究開発法人は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応じなければならない。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究開発法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

別表第一(第二条関係)

一〇十九 (略)

二十 国立研究開発法人国立国際医療研究センター

二十一〇三十六 (略)

三十六 国立健康危機管理研究機構

別表第三(第三十四条の六関係)

一〇十三 (略)

(削る)

十四〇二十六 (略)

(新設)

別表第三(第三十四条の六関係)

一〇十三 (略)

十四

十五〇二十七 (略)

国立研究開発法人国立国際医療研究センター

○ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（抄）（第十三条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（名称等）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める都府県に主たる事務所を置く。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>第三条 （国立高度専門医療研究センターの目的）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（役員）</p>	<p>（名称等）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める都府県に主たる事務所を置く。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 国立研究開発法人国立国際医療研究センター 東京都</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（国立高度専門医療研究センターの目的）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）は、感染症その他の疾患であつて、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他の国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に關し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に關連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（役員）</p>

第五条 (略)

2 国立高度専門医療研究センターに、役員として、それぞれ次の各号に定める人数以内の理事を置く。

一～三 (略)

(削る)

四・五 (略)

(削る)

第五条 (略)

2 国立高度専門医療研究センターに、役員として、それぞれ次の各号に定める人数以内の理事を置く。

一～三 (略)

四 国立国際医療研究センター 六人

五・六 (略)

(国立国際医療研究センターの業務の範囲)

第十六条 国立国際医療研究センターは、第三条第四項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

三 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。

四 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

六 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。

七 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立成育医療研究センターの業務の範囲)

第十七条 国立成育医療研究センターは、第三条第五項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 (略)

(国立成育医療研究センターの業務の範囲)

第十六条 国立成育医療研究センターは、第三条第四項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 (略)

(国立長寿医療研究センターの業務の範囲)

第十七条 国立長寿医療研究センターは、第三条第五項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〜七 (略)

(株式等の取得及び保有)

第十八条 (略)

(国立高度専門医療研究センターの施設及び設備の利用)

第十九条 国立高度専門医療研究センターは、それぞれ第十三条から第十七条までに規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立高度専門医療研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

(積立金の処分)

第二十条 国立高度専門医療研究センターは、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における当該国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から前条まで(第十八条を除く。)に規定する業務の財源に充てることができる。

2・3 (略)

(国立長寿医療研究センターの業務の範囲)

第十八条 国立長寿医療研究センターは、第三条第六項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〜七 (略)

(株式等の取得及び保有)

第十八条の二 (略)

(国立高度専門医療研究センターの施設及び設備の利用)

第十九条 国立高度専門医療研究センターは、それぞれ第十三条から第十八条までに規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立高度専門医療研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

(積立金の処分)

第二十条 国立高度専門医療研究センターは、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における当該国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から前条まで(第十八条の二を除く。)に規定する業務の財源に充てることができる。

2・3 (略)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一項第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号又は第十七条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2 (略)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立高度専門医療研究センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 国立がん研究センターにあつては第十三条及び第十九条、国立循環器病研究センターにあつては第十四条及び第十九条、国立精神・神経医療研究センターにあつては第十五条及び第十九条、国立成育医療研究センターにあつては第十六条及び第十九条又は国立長寿医療研究センターにあつては第十七条及び第十九条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二・三 (略)

附 則

第五条 (略)

2 (略)

3 国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続き国立高度専門医療研究センターの職員となり、かつ、引き続き国

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一項第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号、第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2 (略)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立高度専門医療研究センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 国立がん研究センターにあつては第十三条及び第十九条、国立循環器病研究センターにあつては第十四条及び第十九条、国立精神・神経医療研究センターにあつては第十五条及び第十九条、国立国際医療研究センターにあつては第十六条及び第十九条、国立成育医療研究センターにあつては第十七条及び第十九条又は国立長寿医療研究センターにあつては第十八条及び第十九条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二・三 (略)

附 則

第五条 (略)

2 (略)

3 国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続き国立高度専門医療研究センターの職員となり、かつ、引き続き国

立高度専門医療研究センターの職員として在職した後引き続いて  
国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合  
におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎  
となる勤続期間の計算については、その者の国立高度専門医療研  
究センター（国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第  
号）附則第十六条第一項の規定により解散した旧国立国際医療  
研究センターを含む。以下この項において同じ。）の職員として  
の在職期間を国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員  
としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立高  
度専門医療研究センターを退職したことにより退職手当（これに  
相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りで  
ない。

4  
(略)

立高度専門医療研究センターの職員として在職した後引き続いて  
国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合  
におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎  
となる勤続期間の計算については、その者の国立高度専門医療研  
究センターの職員としての在職期間を同項に規定する職員として  
の引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立高度専門  
医療研究センターを退職したことにより退職手当（これに相当す  
る給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4  
(略)



○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条関係）			
名 称	根 拠 法	名 称	根 拠 法
（略）	（略）	（略）	（略）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第 号）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、国立健康危機管理研究機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）、医療機器（同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）又は再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。</p> <p>八 （略）</p> <p>（政府行動計画の作成及び公表等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第九項に規定する政府現地対策本部による</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）、医療機器（同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）又は再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。</p> <p>八 （略）</p> <p>（政府行動計画の作成及び公表等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定する政府現地対策本部による</p>

新型コロナウイルス等対策の総合的な推進

二〇八 (略)

三〇七 (略)

三〇八 (略)

(知識の普及等)

第十三条 国、地方公共団体及び国立健康危機管理研究機構は、新型コロナウイルス等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型コロナウイルス等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

2 (略)

(政府対策本部の組織)

第十六条 (略)

二〇七 (略)

8 政府対策本部長は、必要があると認めるときは、国立健康危機管理研究機構の長その他の役員又は職員を政府対策本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

9・10 (略)

11 政府現地対策本部に、新型コロナウイルス等現地対策本部長（次項及び第十三項において「政府現地対策本部長」という。）及び新型コロナウイルス等現地対策本部員（同項において「政府現地対策本部員」という。）その他の職員を置く。

12・13 (略)

14 第八項の規定は、政府現地対策本部について準用する。

(政府対策本部長の権限)

第二十条 (略)

3 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等のまん延により、国

新型コロナウイルス等対策の総合的な推進

二〇八 (略)

三〇七 (略)

三〇八 (略)

(知識の普及等)

第十三条 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型コロナウイルス等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

2 (略)

(政府対策本部の組織)

第十六条 (略)

二〇七 (略)

(新設)

8・9 (略)

10 政府現地対策本部に、新型コロナウイルス等現地対策本部長（次項及び第十二項において「政府現地対策本部長」という。）及び新型コロナウイルス等現地対策本部員（同項において「政府現地対策本部員」という。）その他の職員を置く。

11・12 (略)

(新設)

(政府対策本部長の権限)

第二十条 (略)

3 政府対策本部長は、新型コロナウイルス等のまん延により、国

民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに国立健康危機管理研究機構に対し、必要な指示をすることができる。

4・5 (略)

(政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示)  
第三十三条 新型インフルエンザ等緊急事態における第二十条第三項の規定の適用については、同項中「国立健康危機管理研究機構」とあるのは、「指定公共機関」とする。

2 (略)

民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員並びに都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができる。

4・5 (略)

(政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示)  
第三十三条 新型インフルエンザ等緊急事態における第二十条第三項の規定の適用については、同項中「並びに都道府県知事等」とあるのは、「、都道府県知事等並びに指定公共機関」とする。

2 (略)

改正案	現行
<p>（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）</p> <p>第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>一 国、非課税独立行政法人（独立行政法人のうちその資本金の額若しくは出資金の額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務の全てが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものをいう。以下同じ。）、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、日本年金機構、国立健康危機管理研究機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区、地方独立行政法人、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（事業税の非課税の範囲）</p> <p>第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一 二の二 （略）</p> <p>三 沖繩振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路</p>	<p>（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）</p> <p>第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>一 国、非課税独立行政法人（独立行政法人のうちその資本金の額若しくは出資金の額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務の全てが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものをいう。以下同じ。）、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区、地方独立行政法人、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（事業税の非課税の範囲）</p> <p>第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一 二の二 （略）</p> <p>三 沖繩振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路</p>

公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構、福島国際研究教育機構及び国立健康危機管理研究機構

四 (略)

2・3 (略)

(国等に対する不動産取得税の非課税)

第七十三条の三 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、福島国際研究教育機構及び国立健康危機管理研究機構並びに都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 (略)

(国等に対する自動車税の非課税)

第百四十八条 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、自動車税を課することができない。

2・3 (略)

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、国立健康危機管理研究機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区、地方独立行政法人、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支

公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構及び福島国際研究教育機構

四 (略)

2・3 (略)

(国等に対する不動産取得税の非課税)

第七十三条の三 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構及び福島国際研究教育機構並びに都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 (略)

(国等に対する自動車税の非課税)

第百四十八条 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、自動車税を課することができない。

2・3 (略)

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区、地方独立行政法人、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

援機構

二 (略)

2・3 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2・5 (略)

6 市町村は、非課税独立行政法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）、国立大学法人等が所有する固定資産（当該固定資産を所有する国立大学法人等以外の者が使用しているものを除く。）、日本年金機構が所有する固定資産（日本年金機構以外の者が使用しているものを除く。）、福島国際研究教育機構が所有する固定資産（福島国際研究教育機構以外の者が使用しているものを除く。）及び国立健康危機管理研究機構が所有する固定資産（国立健康危機管理研究機構以外の者が使用しているものを除く。）に対しては、固定資産税を課することができない。

7・10 (略)

(国等に対する軽自動車税の非課税)

第四百四十五条 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構及び国立健康危機管理研究機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、軽自動車税を課することができない。

2・3 (略)

(都市計画税の非課税の範囲)

第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、福島国際研究教育機構及び国立健康危機管

二 (略)

2・3 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2・5 (略)

6 市町村は、非課税独立行政法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）、国立大学法人等が所有する固定資産（当該固定資産を所有する国立大学法人等以外の者が使用しているものを除く。）、日本年金機構が所有する固定資産（日本年金機構以外の者が使用しているものを除く。）及び福島国際研究教育機構が所有する固定資産（福島国際研究教育機構以外の者が使用しているものを除く。）に対しては、固定資産税を課することができない。

7・10 (略)

(国等に対する軽自動車税の非課税)

第四百四十五条 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、軽自動車税を課することができない。

2・3 (略)

(都市計画税の非課税の範囲)

第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構及び福島国際研究教育機構並びに都道府県、

2  
(略)  
理研究機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては、都市計画税を課することができない。

2  
(略)  
市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては、都市計画税を課することができない。



○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条、第七十八条、附則第三十六条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
国民年金基金	国民年金法	国民年金基金	国民年金法
国民年金基金連合会		国民年金基金連合会	
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第 号）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条、第七十八条、附則第三十六条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
国民年金基金	国民年金法	国民年金基金	国民年金法
国民年金基金連合会		国民年金基金連合会	
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第 号）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 公共法人の表（第二条関係）			
名称	港務局	名称	港務局
(略)	(略)	(略)	(略)
根拠法	港湾法	根拠法	港湾法
(略)	(略)	(略)	(略)
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第 号）	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)





○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第三条、第六十条、附則第十九条の三関係） 一次の表に掲げる法人			
二 （略）	名称 （略） 国民年金基金 国民年金基金連合会	二 （略）	名称 （略） 国民年金基金 国民年金基金連合会
二 （略）	根拠法 （略） 国民年金法（昭和三十四年法律第四百 十一号） 国立健康危機管理研究機構 国立健康危機管理研究機構法（令和五 年法律第 号）	二 （略）	根拠法 （略） 国民年金法（昭和三十四年法律第四百 十一号） （新設）